

入 札 説 明 書

1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
西尾市吉良町宮迫 檜木15番地	西尾市斎場 やすらぎ苑	1.6㎡ (幅1.6m×奥行1.0m)	1台

※1 貸付面積には、3 (7) イの回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 法人にあつては西尾市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、又は幸田町のいずれかの区域において、本店、支店又は営業所等の事業所（以下「事業所」という。）を有し、個人にあつては西尾市内に住所を有していること。
- (3) 西尾市外に事業所を有する法人にあつては、自動販売機の設置業務において3年以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- (4) 市税、県税及び国税の滞納が無いこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 自動販売機の設置条件

- (1) 設置事業者の施設使用形態
自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、西尾市が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 貸付期間
令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間とします。
- (3) 貸付料
貸付料は、入札により決定した金額とします。
- (4) 必要経費
自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。
また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計

量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、西尾市が指定する期限までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

イ 新旧500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、西尾市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。

なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に西尾市と協議を行うこと。

オ 設置場所ごとの建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を利用者に分かりやすい場所に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を西尾市に請求することができません。

4 入札参加申込みの受付

(1) 日時

令和7年9月3日（水）から令和7年9月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所

西尾市役所市民課

(3) 提出書類（各 1 部）

- ア 制限付一般競争入札参加申込書（実施要領様式第1号「以下様式」）
- イ 委任状（代理人により入札する場合）（様式第4号）
- ウ 誓約書（代理人により入札する場合は本人の誓約書。代理人は不要）（様式第2号）
- エ 証明書類（発行日から 3 か月以内のもの）
 - 〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - 〈個人の場合〉・・・住民票
- オ 〈市外に事業所を有する法人のみ〉入札公告の日から過去 3 か年以内に、国、地方公共団体に、自らが管理・運営する飲料の自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写しの何れか
- カ 市税、県税及び国税の滞納がないことの証明書
市税、県税及び国税で納税義務を有する税目の完納証明書又は納税証明書

(4) 郵送で申し込む場合

次のあて先に郵送してください。なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和 7 年 9 月 1 6 日（火）午後 5 時必着とします。

〒 4 4 5 - 8 5 0 1

住所 西尾市寄住町下田 2 2 番地 西尾市市民部市民課あて

※封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

5 現地説明の場所及び日時

現地での説明を実施する予定はありません。

必要があれば西尾市斎場やすらぎ苑受付窓口にて確認の申し出をしてください。

6 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

西尾市役所 5 階 5 7 会議室

(2) 日時

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）午前 1 0 時

7 入札保証金

免除〈契約規則第 1 1 条に該当する場合のみ〉

8 入札金額

(1) 入札金額は、3 (2) の貸付期間中の貸付料の総額を記入してください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

9 入札

(1) 同一物件について、1 人で 2 人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

(2) 入札は、入札書（様式第3号）を封筒に入れ封印し、「令和 7 年 9 月 1 7 日開札 西尾市斎場やすらぎ苑への自動販売機設置の入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

(3) 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(4) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札。ただし、契約規則第11条の規定により納付を免除されたときを除く。

ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

エ 入札に際して連合等による不正行為があった入札

オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(例. 見積内訳書の提出を求めたとき、入札書と異なる金額、名称等が記載されている場合は、2以上の意思表示した入札となる。)

カ 他の代理も兼ねた者又は2以上の代理をした者の入札

キ 委任状を持参しない代理人のした入札

ク 記名及び押印のない入札

ケ 入札書の記載事項が確認できない入札

コ 入札書の金額の表示を改ざんした入札及び訂正した入札

サ 最低貸付料未満の入札

シ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 仕様書に関する質問

仕様書に関する質問がある場合は、令和7年9月3日（水）午前8時30分から9月16日（火）午後5時までに、電子メール（shimin@city.nishio.lg.jp）又はファックス（0563-57-7900）により質問書を提出してください。様式は特に定められていませんので任意で結構です。

回答は、質問者に個別に電子メール又はファックスで回答します。また、市のホームページにも回答の内容を掲載します。

11 開札

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない西尾市の職員を立ち会わせて開札を行います。

(2) 落札者は、西尾市の予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない西尾市の職員にくじを引かせます。

(3) 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札（原則として3回を限度とする。）を行います。

12 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

13 契約の締結

(1) 別紙契約書（様式第6号）により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

- (3) 貸付契約は申込者名義で行います。
- (4) 入札に係る仕様書に誤記又は脱漏があった場合において、当該誤記又は脱漏が仕様書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記、又は脱漏を理由として契約の締結を拒み又は契約金額の減額を請求することはできません。
- (5) 落札者が正当な理由がなく契約を結ばないときは、損害賠償金として、見積もる契約の額の100分の5を徴収します。

14 貸付料の納付

各年度、納入通知書により、一括納付していただきます。

15 契約保証金

免除

16 問い合わせ先

市民部市民課 旅券担当 吉永
直通電話 0563-65-2198

(入札説明書添付)

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分		内 容
1	名 称	西尾市斎場やすらぎ苑
2	所 在 地	西尾市吉良町宮迫櫨木 15 番地
3	設 置 場 所	別紙のとおり
4	休苑日及び開苑時間	休 苑 日 1 月 1 日、1 月 2 日および友引の日 開苑時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
5	職員数又は来庁者数	職員数 7 名 年間来庁者数 約 27,100 名
6	販売実績	約 3,400 本（令和 6 年度実績） ※現設置事業者の申告によるもの